## 関係住民からの意見を聴く場、意見募集により 寄せられたご意見に対する検討主体の考え方

本資料は、関係住民からの意見を聴く場、意見募集により寄せられたご意見等に対する検討主体の考え 方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、寄せられたご意見について、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示しております。このため、ご意見を提出して頂いた方が指定した章節と、検討主体の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

また、「足羽川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)に対する意見募集について」において、無効とすることをお知らせしている意見については、検討主体の考え方をお示ししておりません。

平成24年3月19日 国土交通省 近畿地方整備局

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
全般的事項	全一01		・九頭竜川水系(国管理区間)における今後概ね30年間の河道整備は、戦後最大規模の洪水を安全に流下させることを目標とし、流下能力が不足している地区において、上下流・左右岸バランスを確保しつつ、過去の水害の発生状況、背後地の重要度、社会的・現実的な諸条件を勘案し、流下能力の向上を図ることとしています。 ・また、堤防の安全性の確保等の対策(堤防拡築、堤防強化等)についても、九頭竜川水系河川整備計画に位置付けており、立案した全ての治水対策案において行うこととしています。 ・今後の九頭竜川の治水施設の整備にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応していきます。
3. 1 足羽川ダム の目的等			・多目的ダムへの発電事業者を含む利水者の参画は、各々の利水者の判断に基づき行われています。足羽川ダムについては、利水者から参画の申し出はなく、利水目的を含まない洪水調節専用(流水型)ダムとして計画しています。 ・今後の九頭竜川の治水施設の整備にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応していきます。
4. 1 検証対象ダ ム事業等の 点検	4-1-01	<ul><li>【足羽川ダムの工期について】</li><li>・足羽川ダム建設の工期を短縮すべきである。</li></ul>	・工期の点検にあたっては、平成19年2月の九頭竜川水系河川整備計画策定時に検討した工期を対象にし、現時点までに得られている最新の知見等を踏まえ、全体工程に変更がないかを点検しました。 ・ダム本体工事を含む残工事の工期を算定した結果、足羽川ダム建設事業(河川整備計画期間内に整備する施設)の工事用道路の工事着手から完了するまでの工程(約13年)については、九頭竜川水系河川整備計画策定以降、新たな知見は得られておらず数量等に変更が無いことから、妥当であると考えています。 ・なお、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、実際の施工に当たってはさらなる工期短縮に対して最大限の努力をします。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
			・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「治水対策 案は、以下の1)~26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせて検討する。(以下 略)」と規定されています。
4. 2 洪水調節の 観点からの 検討	4-2-01		・これに基づき、足羽川ダムの検証に係る検討では、複数の治水対策案(足羽川ダムを含まない案)の立案にあたっては、九頭竜川水系が九頭竜川、日野川及び足羽川の3 つの河川が合流し、上流部から下流部にかけて、河道特性や土地利用状況が異なっていることを踏まえるとともに、同細目に示されている方策を参考にして、様々な方策を組み合わせて、できる限り幅広い治水対策案を立案しました。
			・なお、立案の考え方や検討手順については、報告書(素案)「4.2.3 複数の治水対策案の立案(足羽川ダムを含まない案) (3)複数の治水対策案(足羽川ダムを含まない案)の立案について」に記載しており、複数の治水対策案として「河道改修を中心とした対策案」、「大規模治水施設による対策案」(放水路、遊水地)、「既存ストックを有効活用した対策案」、「流域を中心とした対策案」(輪中堤、宅地のかさ上げ等)について検討しています。
		【「足羽川ダムを含む対策案」について】	
		てダム建設が良い。	・今回の足羽川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」 がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局に対 して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法 を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、こ れらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。
4. 2 洪水調節の 観点からの 検討	4-2-02	・水が貯まっていないダムの上流は、草や雑木がはびこり、広大な山林が荒れてしまうのではないか。	・足羽川ダム建設事業の環境への影響に関しては、環境影響評価法に基づく「九頭 竜川水系足羽川ダム建設事業環境影響評価準備書」の「生態系(典型性)」の評価 において、ダム上流(ダム洪水調節地内)の予測も行っています。
			・その中で、「「ダム洪水調節地内の陸域」は、試験湛水によって標高の低い場所に 生育している植生が枯死するが、供用後、平常時には水を貯留しないため、植生が 回復していくと考える。(略)試験湛水によって植生が枯死した場所では、草地や先駆 的樹林からなる樹林を経て、長期的には河川に依存しないコナラ群落やケヤキ群落 等に遷移すると考えられる。」との予測結果をお示ししているところです。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 2 洪水調節の 観点からの 検討		を含めた上流域の洪水を貯留し、水害を防げるのか疑問。	・これまでの検討において、美山サイト(旧美山町蔵作)と池田サイト(池田町小畑)にそれぞれダムを作った場合について過去の主要な洪水での天神橋地点における洪水調節効果を比較した結果、どちらの場合においても所定の洪水調節効果を上げることを確認しています。 ・足羽川の流域特性として、足羽川の東側の部子山、冠山の西側の斜面に降雨が集中する傾向があり、池田サイトはこの特性を十分踏まえたものとなっています。 ・なお、この内容については、足羽川ダム工事事務所ホームページの「代表的な質問への回答」に掲載しています。 http://www.kkr.mlit.go.jp/asuwa/

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 2 測象的 (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		上げは、反対。 ・「越流可能堤防であれば流下能力を向上させることができる。」	・今回の足羽川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・また、同細目において、「治水対策案は、以下の1)~26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせて検討する。(中略)2)ダムの有効活用(中略)9)決壊しない堤防(以下略)」と規定されています。 ・これに基づき、「ダムの有効活用」については、操作ルールの見直し、ダムのかさ上げ及び利水容量の買い上げについて複数の治水対策案を立案し検討を行っています。 ・また、「決壊しない堤防」については、これまでの工学的な知見を踏まえつつ、九頭竜川流域の堤防の状況等を勘案し、治水対策案の適用の可能性について検討しています。
	4-2-04	・川の景観を考えると、堤防のかさ上げよりも河床掘削がいい。	・なお、同細目において、「決壊しない堤防」については、「長大な堤防(高さの低い堤防等を除く)については、経済的、社会的な課題を解決しなければならない。仮に、現行の計画高水位以上でも決壊しない技術が確立されれば、河道の流下能力を向上させることができる。(以下略)」と記載されています。 ・同細目において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)~7)で示すような評価軸で評価する。(中略)6)地域社会への影響(略)7)環境への影響(略)7)環境への影響(略)」と規定されています。これに基づき、足羽川ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸について評価を行っています。
		・ダム以外の案については、地域のコミュニティに弊害がある。	<ul> <li>・評価軸「環境への影響」の「景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか」の評価にあたっては、各治水対策案について、景観がどう変化するのかなどについてできる限り明らかにしています。</li> <li>・また、評価軸「地域社会への影響」の「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」の評価にあたっては、各治水対策案について、土地の買収、家屋の移転に伴う個人の生活や地域の経済活動、コミュニティ、まちづくり等への影響の観点から、事業地及びその周辺にどのような影響が生じるかをできる限り明らかにしています。</li> </ul>

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 5 目的別の総 合評価		るべきか疑問。このダムが作られて悪いとは思わないが、今は少しでも多くの金を東日本震災の復興にまわすべき。	・九頭竜川水系の河川整備計画(国及び県管理区間)で定める当面20~30年間の目標では、足羽川ダム及び河道改修などにより、国管理区間においては「戦後最大規模の洪水」、県管理区間においては「概ね30年に1回程度の確率で発生する降雨による洪水」を安全に流下させることとしています。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「評価軸についてそれぞれ的確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。 1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。(略) 2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響を含めて(略)全ての評価軸により、総合的に評価する。(以下略)」と規定されており、これに基づき目的別の総合評価を行っています。 ・なお、足羽川ダムは150年に一度の規模の洪水に対してのみ洪水調節効果を発揮するだけではなく、それより小さい規模の洪水に対しても洪水調節効果を発揮するだけではなく、それより小さい規模の洪水に対しても洪水調節効果を発揮するだけではなく、それより小さい規模の洪水に対しても洪水調節効果を発揮するだけではなく、それより小さい規模の洪水に対しても洪水調節効果を発揮します。
4. 5 目的別の総 合評価		流地域の方々に理解していただきたい。	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)~7)で示すような評価軸で評価する。(中略) 6)地域社会への影響(以下略)」と規定されています。これに基づき、足羽川ダム建設事業の検証においても評価を行っています。 ・評価軸「地域社会への影響」の「地域間の利害の衡平への配慮がなされているか」の評価にあたっては、各治水対策案について、地域間でどのように利害が異なり、利害の衡平にどのように配慮がなされているか、できる限り明らかにしています。 ・なお、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、頂いたご意見を踏まえ、地域間の利害の衡平への配慮及び治水事業への理解の向上に努めて参ります。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 6 検証対象 の な評価	4-6-01	れたにもかかわらず、検証で振り出しに戻った。余りにも長い時間がかかり過ぎ。 ・検証の案は、流域委員会やダム審議会でもある程度検討した案があり、今回、ダム案を最も有力と判断したことは、当然の結	
4.6 検証対象ダ ムの総合的 な評価	4-6-02	も減少することとなり、20~30年後にコミュニティを維持することが難しい。 ・コスト縮減も大事だが、残された地域の生活が置き去りにならな	・今回の足羽川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・今後の九頭竜川の治水施設の整備にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応することとしていますが、足羽川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。
報告書(素 案)の内容 以外に関す るご意見	-	【その他のご意見について】 ・本当に国民の為、住民の為を考えた政治、国としてやらなければならない仕事を考えて欲しい。	_